

幹線林道事業移行円滑化対策交付金

【令和3年度予算概算決定額 77,689 (85,200) 千円】

<対策のポイント>

平成20年4月1日に緑資源機構が解散し、緑資源幹線林道事業も廃止したことに伴い、業務を承継した国立研究開発法人森林研究・整備機構において既設幹線林道に係る債権の確定と円滑な賦課金等の徴収、借入金等の償還を円滑に進める必要があります。

<事業目標>

既設幹線林道の道県等への円滑な移管

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 賦課金等債権の確定及び徴収のための事務費

国立研究開発法人森林研究・整備機構における既設幹線林道に係る債権の確定と賦課金・負担金の徴収に係る事務費を措置します。

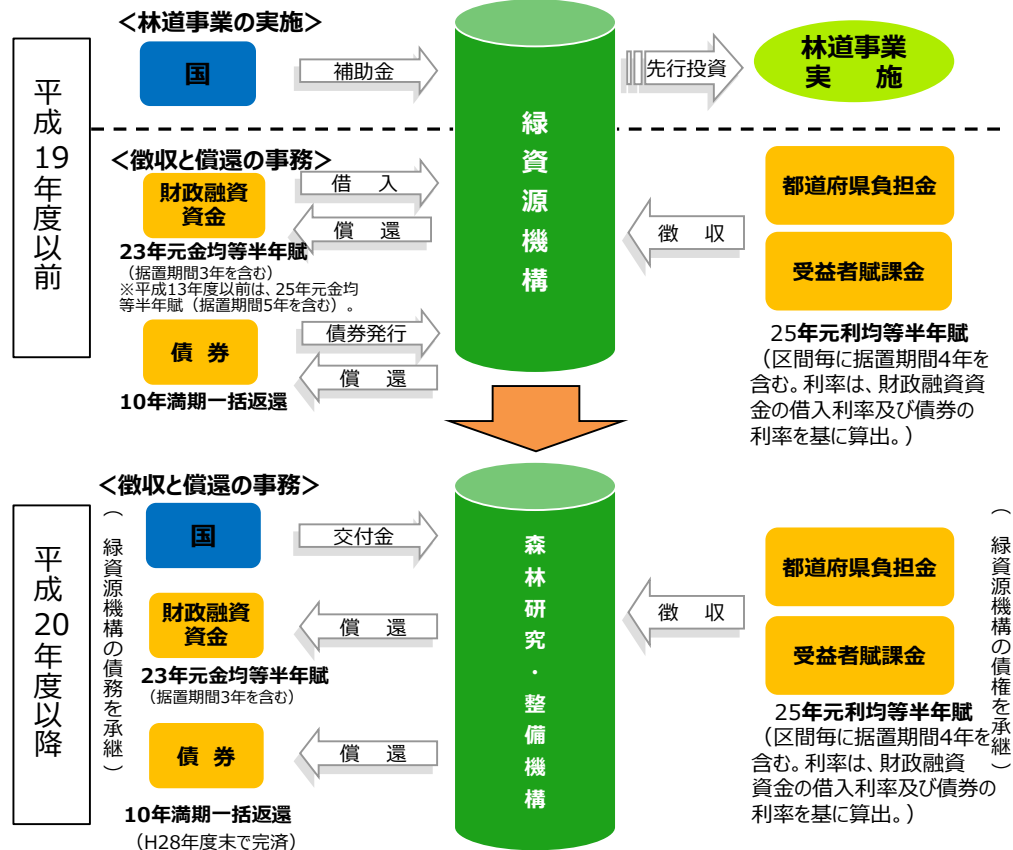
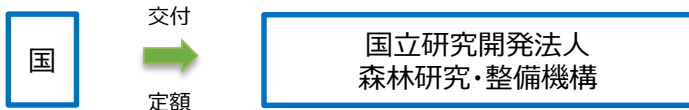
2. 徴収・償還等対策

徴収・償還の制度差に起因する利差損相当額を補填します。

【ポイント】

幹線林道事業に係る借入金（23年償還）等の償還財源は、金利を付して徴収する負担金等（25年償還）及びその運用益により賄う仕組みとなっています。しかしながら、繰上償還が相次いだ場合、財政融資資金の償還財源が不足することから、利差損相当額を補填する必要があります。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 林野庁整備課 (03-3581-1032)